埼玉県希少野牛動植物の種の保護に関する条例抜粋

(報告徴収及び立入検査)

- 第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第14条第1項の許可を受けている者に対し、特定県内希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定県内希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、特定県内希少野生動植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

- 第43条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 - (1) 略
 - (2) 第16条第1項に規定する報告をせず、若しくは 虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を 拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し て陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 (3)、(4) 略

様式第3号(第12条関係) (表)

第 믁 身分証明書 写 直 所 職・氏名 上記の者は、埼玉県希少野生動植物の種の保護に関す る条例第16条第2項に規定する職員であることを証明 する。 玍 月 EП 埼玉県知事

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。